

小野宝蔵山地区地区計画

都市計画決定年月日 当初決定 平成元年 7月 14日 厚木市告示第 92 号

名 称	小野宝蔵山地区地区計画	
位 置	厚木市小野字松ノ木谷、字谿谷、字櫛山及び字宝蔵山地内	
面 積	約 8.9ha	
区域の整備・開発及び保全の方針		
地区計画の目標	<p>当地区は 21 世紀を目指したまちづくりを推進している森の里地区に隣接し、県央テクノピア構想を受けて森の里学園研究施設地区と一体的に研究開発型企業用地として位置付けられており、計画的に都市基盤の整備が図られる。</p> <p>そこで、周辺の自然環境と調和した先導的技術集約型工業等の振興を図るため、必要な規制を行うことにより、適正かつ合理的な土地利用を推進し、良好な環境を形成し保全することを目標とする。</p>	
土地利用の方針	<p>県央テクノピア構想を踏まえ、先導的技術集約型工業等の集積を誘導するため、土地利用の純化を図り、研究・生産環境の形成・保全を図るものとする。</p>	
地区施設の整備方針	<p>先導的技術集約型工業用地としての利便を増進するため、周辺の自然環境と調和した斜面緑地等の整備を図るものとする。</p>	
建築物等の整備方針	<p>周辺の自然環境と調和した施設を配置するため、建築物の用途及び建ぺい率、壁面線の位置の制限等について必要な基準を設けるものとする。</p>	
緑化の方針	<p>周辺の自然緑地と調和した緑豊かな環境を保全するため、敷地内緑地を推進するとともに、斜面緑地等を適正に保全する。</p>	
地区整備計画		
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 研究所 2 工場（危険性や環境悪化の恐れのある工場を除く。） 3 前各号に掲げる建築物に附属する建築物
	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10 分の 5
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から道路境界までの距離は 3m 以上とする。</p>
	垣又は柵の構造の制限	<p>生け垣又は透視可能なフェンス以外は設置してはならない。</p>